

【委員会記録】

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時04分)

これより、企画総務部・監察局関係の審査を行います。

企画総務部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

企画総務部

【追加提出予定議案】(資料①②③)

- 議案第40号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第4号)

【報告事項】

- 徳島県総合計画審議会「宝の島・とくしま創造部会」の設置(資料④)
- 各部局の自己点検による平成23年度事業の見直し状況について(資料⑤)

監察局

【報告事項】

- オンリーワン徳島行動計画(第二幕)の評価結果の概要(案)について(資料⑥)
- 各部局の自己点検による平成23年度事業の見直し状況について(資料⑦)

川長企画総務部長

11月県議会定例会に追加提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成23年11月徳島県議会定例会提出予定議案追加により御説明いたします。

今回、追加提出いたします案件は、補正予算案1件であり、閉会日での提案を予定しております。

その概要につきましては、お手元に別途、御配付いたしております平成23年度11月補正予算案の概要をごらんいただきたいと存じます。

まず、1ページの1編成方針についてであります。今回の補正予算案は、国において、東日本大震災からの本格復興策を柱とする平成23年度補正予算が成立したことを受け、これに迅速に呼応するとともに、県民生活や県民経済を守るため、県独自の災害対策や経済対策も盛り込んで編成したものであります。

補正予算の規模といたしましては、2に記載のとおり、201億2,151万1,000円となっております。

2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。①に記載のとおり、分担金及び負担金、国庫支出金並びに繰入金から県債までにおきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、②に記載のとおり、民生費から農林水産業費まで、並びに土木費から教育費までにおきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

追加提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、企画総務部関係の追加提案を予定しております案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料その2により、その概要を御説明申し上げます。

今回、追加提出いたします案件は、補正予算案1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算案のうち、地方債についてでございます。

これは、一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、一番下に記載のとおり、補正前の限度額が676億8,800万円、補正後の限度額が743億7,200万円であり、66億8,400万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、追加提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

どうか、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、この際、2点御報告いたします。

まず、徳島県総合計画審議会「宝の島・とくしま創造部会」の設置と検討スケジュールについてでございます。

このたび、県政運営の指針となる総合計画の調査審議機関である総合計画審議会の中に、

新たに「宝の島・とくしま創造部会」を設置することといたしました。

この部会においては、議会における御論議も踏まえつつ、幅広い視点から、県の政策について集中的に御議論いただくこととし、その中で、県政運営評価戦略会議からの評価や提言についても議論を深めてまいりたいと考えております。

具体的なスケジュールといたしましては、今月の13日、午後1時30分から第1回の開催を予定しており、既存事業の見直し、新たな施策や事業の展開、数値目標の設定のあり方などについて検討いただき、その後、年明けの総合計画審議会においても御議論をいただくことといたしております。

また、部会の委員につきましては、資料の裏面のとおり14名であり、総合計画審議会委員の中から7名、公募委員1名を含む専門委員7名といたしております。

第2点目の報告は、各部局の自己点検による、平成23年度事業の見直し状況についてでございます。

お手元の資料2の平成23年度政策評価の結果についてをごらんください。

後ほど、監察局から、全庁の状況について御説明申し上げますが、企画総務部からは、資料2に基づきまして、企画総務部、南部・西部総合県民局、監察局関係の自己点検による事業の見直し状況について、御報告させていただきます。

企画総務部等が所管する事業のうち、人件費など義務的な経費を除いた政策的なすべての事業につきまして、予算編成に入る前段階として、自己点検を行い、来年度における各事業の方向性をみずから検討しております。

自己点検を行った74事業について、現時点における来年度の見通しは、3の自己点検結果に記載のとおりであり、改善見直しを実施しようとする事業は58事業、78.4%で、内訳は記載のとおりでございます。

また、継続しようとする事業は16事業でございます。改善見直しを実施しようとする事業のうち、主な事業

につきましては、3ページと4ページに事業名、現計予算額、理由を記載してございます。

委員会での御論議を通して、議会の御意見をいただくとともに、これから本格化する予算編成作業におきまして、自己点検結果を活用しながら、編成作業を進めてまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

吉田監察局長

監察局からは、2点御報告させていただきます。

第1点目は、県政運営評価戦略会議によりますオンリーワン徳島行動計画(第二幕)の評価結果の概要案についてでございます。

お手元に、資料3としてお配りしておりますので、ごらんください。

1ページをお開きください。

平成19年度から22年度までの4年間を計画期間とするオンリーワン徳島行動計画(第二幕)の成果や実績について、県民目線からのチェックを行うため、去る10月17日に、県政運営評価戦略会議を発足し、11月8日にかけて行動計画の7つの基本目標ごとに、7回の会議を開催いたしまして、635の数値目標はもとより、計画に盛り込まれた608にわたるすべての主要事業について評価していただいたところでございます。

評価結果につきましては、4ページに記載しておりますが、608の主要事業のうち、Aとして成果が上がっているものが427事業、70.2%、Bとして相当程度成果があるものが150事業、24.7%、Cとして成果不足のものが31事業、5.1%と、それぞれ評価をしていただきました。

この戦略会議でいただきました主な評価や意見につきましては、5ページから11ページにかけて、それぞれの基本目標ごとに抜粋してお示しております。

また、12ページに記載しておりますが、戦略会議におきましては、監察局が所管いたしております、とくしま目安箱などに寄せられました県民からの意見や提言につきましても御審議をしていただきました。事務局が戦略会議にお示した31件の意見や提言の中から、政策推進に係るすぐれた意見や提言として、ごらんの10件を採択していただきました。

この戦略会議の概要は、以上のとおりでございますが、今後、その評価結果やこの会議で採択された県民からのすぐれた意見や提言につきましては、徳島県総合計画審議会へ提言いたしまして、既存事業の見直しや新たな施策・事業の展開、さらには徳島発の政策提言などにつなげていただきたいと考えております。

第2点目の報告は、各部局の自己点検による平成23年度事業の見直し状況についてでございます。

お手元に資料4をお配りしております。

先ほど、企画総務部長から、企画総務部、南部・西部総合県民局、監察局関係につきまして御報告がございましたけれども、監察局からは、全庁の取り組みを御報告させていただきます。

予算編成に入る前に、各部局が自主的に所管する政策的な事業の自己点検を行うこのような取り組みにつきましては、平成14年度から行っているところでございます。

限られた財源を有効に活用するために、公営企業会計を除きまして、各部局が所管する政策的なすべて

の現行事業について、予算編成に入る前段階として、自己点検を行い、来年度における各事業の方向性を各部局がみずから検討いたしましたものでございます。

自己点検は、8月から10月にかけて行いまして、10月末時点で整理いたしております。

今年度、自己点検を行った対象事業は、3に記載のとおり、全庁合わせて1,169事業でございます。

4の自己点検結果に記載のとおり、あくまで現時点での各部局の見通しではありますが、

現行事業の来年度の見直しの方向性では、廃止、終了、再構築、休止、拡充、縮減までの

何らかの形で改善見直しを実施しようとする事業数が902事業、77.2%、継続しようとする事業数は267事業、22.8%となっております。

こうした予算編成前の見通しにつきましては、各部局から所管の常任委員会に報告いたしまして、議会の御論議をいただくとともに、11月定例会閉会后にホームページにより、県民の皆様にも公表することといたしております。

自己点検結果につきましては、これから本格化する来年度予算の編成作業におきまして活用されることとなります。

次に、2ページをお開きください。

各部局ごとの自己点検に基づく見直しの方向性を一覧でお示しております。

また、資料の3ページ目以降には、各部局ごとに、見直しの方向性の区分に応じ、主な事業を取りまとめ、お示しております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

寺井委員長

以上で説明等は終わりました。

それではこれより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

北島委員

去る29日、私が本会議で質問いたしました件につきまして、もう一度おさらいの意味を込めまして、質問させていただきますと思います。

その中身は3.11の東日本大震災によりまして、被災を受けられました方を徳島で受け入れられてると、これについて知事からも御説明がありましたが、もう一度この委員会でその状況を御説明いただきたいと思います。

黒石政策企画総局次長

現在の被災者の受け入れ状況等についてでございますけれども、本県におきましては東日本大震災、これによりまして避難を余儀なくされた方々を支援するために、徳島ならではの避難受入れプログラムにより

まして、これまでに宮城、福島県を初め、東北、関東の地域から65世帯、161名の被災者の方々を受け入れているところでございます。

北島委員

65世帯161名の方々が徳島にお住まいされてるということでございます。

そして、私が質問いたしましたところ、知事の答弁に、避難受入れプログラムというふうなお言葉がありましたが、そのプログラムはどういうものなのか、お示しいただきたいと思います。

黒石政策企画総局次長

避難受入れプログラムについてでございますけれども、本県では被災者の方々の生活の質を第一に考えまして、避難受入れプログラムを策定いたしております、主に3つの施策を中心に受け入れを行っています。

第1点目といたしまして、公的住宅の無償提供ということ。

2点目といたしまして、生活用品、これは電化製品、例えば、テレビであるとか、冷蔵庫であるとか、洗濯機とか、あるいは布団、毛布、自転車などのこういった物を県民の皆様から御提供いただきまして、それを被災者の方々に提供するということです。

3点目といたしまして、生活資金の供与ということを行っております。

この3点セットを中心に、きめ細やかな支援を実施しているところでございます。

北島委員

今、御説明がありました3つのうち、公的住宅の無償提供というのは、どれぐらいの期間を想定されているんですか。

黒石政策企画総局次長

被災者によりまして期間の長短あろうかと思いますが、現時点では最長2年間ということで考えております。

北島委員

2年で提供期間が済んだということになった場合は、そういう被災者の方に対して、今後の生活等に対する支援はどうか予定なんですか。

黒石政策企画総局次長

被災地の状況は、当初、被災があったときの状況と比べて、いろいろ状況が変わってきているという情報もございます。

現在のところ最長2年間ということになっておりますが、ただその時点で、そのときの状況に応じた判断ということになるかと思えます。

北島委員

次に、その3点セットの中で生活資金の供与ですか、これはどういうふうな基準を設けられているのでしょうか。

黒石政策企画総局次長

生活資金供与でございますけども、これは被災者の受入れ支援義援金というものを原資として供与するものでございますが、1世帯当たり30万円ということにしておりまして、ただ単身世帯の場合は15万円をお渡ししております。

これにつきましては、1カ月以上、徳島県でお住みになるということ、あるいは罹災証明等が必要であるとか、そういった要件がございます。

現在30世帯の方に総額645万円をお渡ししております。それで、義援金全体として2,694万円が寄せられておりますので、残高としては2,000万円余り、2,049万円でございます。

北島委員

現在といいますのは、多分11月現在かと思えますけども、現金で2,694万円、その中で既に30世帯の方に645万を供与されておると。そうしますと、被災者受入支援義援金の残高といたしましては2,000万少々ということになっておりますが、これは今、どういうふうに受け入れて、窓口はどこで、担当の方はどういうふうになっているんですか。

黒石政策企画総局次長

被災者受入支援義援金の募集でございますけれども、これは県のほうに口座を設けまして、阿波銀行、徳島銀行、徳島信用金庫の3つの口座を設けております。

名義としましては徳島県被災地支援対策本部被災者受入支援義援金被災者受入支援チームという名義で、3つの金融機関に設けておりまして、それで被災地のほうから避難されて来た方々が来られた際、その状況をお聞きして支給していくと、そういうことでございます。

北島委員

とりあえず今のところは、政策企画総局が一応それをプールされてるんですか、現金のほうを、残っている義援金を。

今これからお伺いしたいのは、私がせんだつの代表質問で、皆様の善意を基金として創設してもらいたいというふうに提案いたしましたところ、知事も時宜を得た発言ということで、大いに前向きに取り組んでいきたいという御答弁をいただきましたので、そのとき私も議場で議員の皆さんにもお声がけはさせていただいたんですが、この県民の皆さんの寄附を常時受け入れるという、そういう基金の創設を提案いたしました。

そのときには、議会から議員提案として基金条例案を2月議会に提出したいと思っているということを申しました。そういうことで、議員の皆様から、これから御賛同、御協力をいただきたいと思うんですが、その余っている2,000万円少々の残金というのは、基金に積み立てるということは可能なんですか。

黒石政策企画総局次長

今、口座で積み立てて残高としてあります 2,000 万円余りの義援金を、御提案のあった基金に積み立てることが可能かどうかということかと思えますけれども、今集めております被災者の受け入れの支援義援金は、被災者の本県への受け入れ支援を目的にして、県民の方から義援金としていただいているものでございます。

委員御提案の基金も、目的としては合致していると考えておりますので、この義援金の残高 2,049 万円を県の予算で受け入れて、基金に積み立てるという予算案を県のほうで編成するという方向で考えていきたいと思っております。

北島委員

今の義援金は東日本で被災された方に対する義援金としてプールされておりますけれども、これを今後の大きな災害、地震や台風などの災害も多発するということを予測しまして、これからもどんどん善意のある方の基金が集まってきて、その被災者、東日本だけじゃなくて、これから起こり得る災害で被災された方々に対しても、その基金を運用できるというふうな趣旨の基金条例をつくってまいりたいと私は思っております。

そういうことで、議会の各会派の皆様にも御賛同いただくわけですが、そういう基金の創設をした場合に、理事者側として、いろんな予算的というか管理も含めて、いろいろと作業があると思うんですが、そういうことは理事者側のほうでよく検討して、我々の提案に対する作業を2月議会に向けてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

松野政策企画総局長

今、北島委員のほうからいろいろ御質問がございまして、本会議でも御質問ありましたとおり、この被災者の受け入れというのは確かに非常に大事なことでございまして、議会のほうからこのような御提案がございましたので、ぜひとも理事者側としても全力で取り組んでいきたいと考えております。

北島委員

ぜひ、そういうふうなことで、取り組んでいただきたいと思います。

それからもう一つ、知事の答弁の中に、被災地からのニーズが特に高い修学旅行の受け入れ、被災地の児童に徳島に来ていただくと、そういうことも考えているんだということですが、それは何かそういうアプローチというか、被災地からの要望とか、たしか新聞では愛媛県がかなり受け入れられてると聞いておりますが、徳島県の状況はいかがなんですか。

黒石政策企画総局次長

基金の使い道については、今後、議会のほうで御検討いただく基金条例案の趣旨や内容、さらに県民の皆様方から寄せられる寄附等の受け入れの状況、あるいは基金残高こういったものを含めて検討することになるかと思えます。本会議におきまして、今、お話にありましたように、知事のほうから、被災地において

新たなニーズが出ていると、被災地の児童を徳島に招待しての交流事業等についても話が出ております。

こういった具体的な事業につきまして、理事者のほうで歳出予算案を組みますが、その内容につきまして、今後、議会の御意見を十分お聞きしまして、その方向で考えてまいりたいと考えております。

北島委員

特に、福島県は、地震、津波、原発ということで大変な被害に遭ってますので、まあ児童、生徒の皆さんも学校のグラウンドも使えないというような状況にあります。高校、小中学校の児童、生徒の皆さんを徳島に呼んで、思いっきりグラウンドで活動してもらえんというふうなことができればいいなとは思っておりますので、そういうことも視野に入れて考えていただきたいと思います。

先ほども何度か言ってますが、我々議会におきましてもこれからも十分議論を行います、この寄附をされた方々の思いが、被災者の方につながるような、実りのある制度をつくっていただきたいという提案を申し上げますので、理事者におきましても、この思いを受けとめていただきまして、新年度の予算案に反映していただくことを強く要望して終わりたいと思います。

また2月議会でその議論も続いてあろうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

児島委員

私からも、今、御説明いただきました補正予算の関係で何点かお聞きをしたいと思います。

今、御説明いただきましたように、今回の11月の補正予算というのは、災害対策と今低迷しております経済対策ということが中心の補正予算と思うわけでございます。そして、支出のほうを見させていただいたんですが、衛生費、そしてまた農林水産費、土木費、これが中心を占めるわけでございますが、この中で、やはり今特に地震対策と編成方針に示されておりますような経済対策、これをどういう形でこの補正予算をそういった対策に充てるのか、もうちょっと詳しく御説明いただきたいと思います。

小笠原企画総務部次長

児島委員さんから、今回の11月補正予算案につきまして、安全・安心対策、経済・雇用対策、具体的にどのように進めていくのかという御質問をいただきました。

先ほど部長が説明させていただいた3ページ物の資料を恐縮ですがごらんいただけたらと思います。まず1ページでございまして、今回の予算の大きな柱は2本立てでございまして、

1の(1)安全・安心対策、(2)で経済・雇用対策ということで、2ページ、3ページに説明をさせていただいております、ただいま、児島委員さんからお話があったのが、2ページの下の方の歳出の内訳、目的別の内訳でございまして、特に金額が大きくなってございまして、一番大きいのが土木費の11月補正の79億という数字、その次が農林水産、それから衛生ということになっております。3ページのほうをごらんいただきますと、この真ん中辺の投資的経費、補助事業、単独事業、それから国直轄事業を合わせまして95億ほどの補正。それから8番目の積立金というのがございまして、これが99億ということで、今回の予算につきましては、投資的経費と積立金が非常に大きな予算になったという特色がございまして、

具体的に申し上げますと、特に今回、投資的経費の中で伸びが大きかったものにつきましては、本会議の

代表質問で北島委員さん、それから福山委員さんから御質問いただきました国の直轄事業の大幅な伸びでございます。

特に北島委員さんから議会で御質問ございました今切川、それから旧吉野川、那賀川の地震、津波対策等につきましては、国全体の直轄の治水事業の予算の17%が本県に配分されたと、徳島県にとっては非常に大きな配分になっております。

それから、福山委員さんが質問されましたマリニピア沖洲、それから撫養港につきまして、この防災対策ということでは、マリニピア沖洲につきましては、国の直轄港湾の全国防災枠の約4割が本県に配分がありました。それから国直轄海岸、こちらは撫養港の防潮堤でございますが、これは国直轄海岸の全体の7割の予算を本県のほうに振り分けていただいたということで、これに対する県の負担金が、今回11月補正でお願いしております37億の特に伸びが大きかったものでございます。

それから、積立金の99億につきましては、主には医療再生基金の積立金、こちらのほうが約47億、これも安全・安心の基幹的なものでございますが、医療再生基金の積立金。それから林業飛躍基金、こちらも本会議で御質問ございましたけれども40億円。それから経済、雇用に関連する緊急雇用の積立金、こちらが11億7,000万円ということで、投資的経費、そして積立金を中心として安全・安心、経済・雇用対策に非常に力点を置いた11月補正予算となっております。

なお、今回の11月補正予算の201億円という規模につきましては、平成13年度以降では、11月補正では一番大きな規模となっております。

児島委員

今、説明をいただきましたように、国へ向けてのそういった県からの要望が補助という形で実って、今回、非常に大きな補正予算が組めたわけでございます。今後とも今回の対応のような、また補正に向かって御努力をぜひともお願いを申し上げたいと思います。

そんなさなかではありましたけれども、この12月1日から国の第4次の補正の方向づけが報道されておりました。

この内容としては新聞報道の記事等によりますと、2.5兆円規模で、主な内容については、今まさに国全体で問題になっておりますTPPに参加した場合の農業の強化対策、そしてまたいろんな関係で地方も大変な状況の中で、地方交付税の増額というのを大きな目的として今回の4次補正と報道されておりますが、これに対して本県もこの要望については一番のこれからの課題でございますので、国の状況と、今後の対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

小笠原企画総務部次長

児島委員さんから国の4次補正予算に対する対応につきまして御質問をいただきました。

国の4次補正予算につきましては、昨日より報道機関等で報道されておりました、野田首相が1日にこの編成を財務大臣のほうに指示したということで、内容につきましては、ただいま、児島委員さんからお話がありましたような内容でございまして、タイの洪水被害や円高への対策、それからTPPへの農業支援等、そのようなことで2兆円を超えるような規模ということで報道されております。

これに対しまして、本県では、国の3次補正が11月21日に成立いたしましたことを受けて、今回11月の補正予算を編成させていただきましたけれども、国の4次補正予算につきましては、現時点では情報収集中でございますが、この4次補正予算の内容が明らかになりました段階で、速やかに適切に対応してまいりたいと思います。

したがいまして、引き続き国の動向を注視して情報収集に努めまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

児島委員

全国もそうでございますが、やはり今、日本全体が抱える大きな問題のためのまさしく緊急な4次補正だと思うわけでございます。

3次補正につきましては御答弁がありましたように、徳島県は全国に比べて大変大きな補正予算を組んでいただいたわけでございますが、やはり今の課題でありますTPP問題と地方交付税がこれからますます厳しくなる中、増税していかななくてはならない中でございますので、ぜひとも、今御答弁をいただきましたように、早速、4次の補正に向けて、できるだけ確保していただくよう、全力で早急に取り組んでいただきたいと思います。

最後になるんですが、来年度の当初予算についてであります。これも我が会派の北島議員のほうからもあり方について質問がございました。そしてまた、その内容も何点かお聞きをいたしましたわけでございますが、ちょうど私も時間の関係で来年度に向けての質問ができなかったわけでございますが、北島委員さんのほうからも御質問がありましたように、本県の新年度予算につきましても、やはり今、本県がこれから取り組む課題がたくさんあるわけであります。震災対策、経済対策、雇用対策、この大きな3つの課題に重点を絞って、ぜひとも当初予算についても十分その点に絞り込んで、当初予算を組んでいただきたいという強い思いを申し上げたいと思いますので、この点は、部長のほうからお願いしたいと思います。

川長企画総務部長

来年度予算編成に向かってということでございますが、先ほど児島委員さんのほうからもありましたように、国の第3次補正予算に続いて第4次補正予算の考え方もある。また国のほうにおいても、さらに24年度予算についてもとられることでございますけれども、御存じのように、本県を初め、全国的ではございますけれども、経済の逼迫状況は変わっておらず、またここに来て世界経済も不透明感をますます増しておる。また我が国におけるTPPを初めとした、世界経済環境の中での厳しさというのも増してくる。それに加えて、本県の場合は、東海、東南海、南海の三連動地震への備えにも万全を期していかなければいけないということで、何回も申しますけれども、財政健全化を進める中におきましても、経済雇用対策はしっかりと進めていく、また安全・安心対策についても着実な進展を図っていくというような大きな柱のもとに、限られた予算の中でも、工夫を凝らしながら県民の皆様安心していただけるような、生活への展望が開けるようなものにしていきたいと、このように考えておるところでございます。

古田委員

私からはまず、米軍機の低空飛行の問題でお伺いしたいと思います。

11月29日、30日と海陽町のほうで米軍機の低空飛行が見られたということで、県のほうへも情報が入っているかと思いますが、どのような状況であったのか、どのような声が聞こえてきたのかということ、まずお伺いをしたいと思います。

安井総務課長

米軍機と見られる航空機の低空飛行についての御質問をいただきました。

11月29日、30日なんですけれども、海陽町のほうから、米軍機が最低高度程度で飛行しているんじゃないかという情報が寄せられました。

それで私どものほうは、外務省に対しまして、その事実の確認等の連絡をさせていただいたところでございます。

古田委員

これは小さいのでわかりにくいと思いますが、本当に建物のすぐそばを飛んでいる状況で、大きな音がして、この撮影をされている方から情報をいただいたんですけれども、電話で話している相手方からも、今の音何でというぐらい、大きな音がしたと。

本当に、この地域というのは、2009年、2010年にも飛んでいたところなんです。私も測量会社をされている方の応援を得て、現地で写真に基づいて高度をはかるという調査をしたんですけれども、そのときの2010年の調査では大体150メートル内外というような高度で飛んでおりました。

そこは住宅が密集している地域ですし、飛んだすぐ向こうには町役場も学校もあるというような地域で、そんな低空飛行訓練をされているということで、本当にぜひ中止をしっかりと求めていただきたいと思います。

過去にも2008年に吉野川の上空、吉野川の土手を走っている人が、すぐ横にパイロットの顔まで見えたというような低いところを飛んでいたというふうな情報もありましたけれども、そのときには、知事も外務省のほうに出かけていただいて、中止の要請をするということをしてくださいました。

そうした中止の要請にこたえて、成果が出ているのかと、この二、三年はどのような飛行の状況となっているのか、それはいかがでしょうか。

安井総務課長

ここ二、三年の飛行の状況ということでございましたけれども、平成23年度につきましては、飛行が目撃されたのではないかと、この目撃された回数が8日ということになっております。平成22年度は9日、平成21年度は7日というような状況でございます。

古田委員

それでは県からの中止要請、米軍機であったかどうかという調査依頼とともに、中止をしてくださいというよ

うなことをされているんだけど、その効果というのは出ていないように思うんですけども、そのことについてはどうに受けとめられていますか。

安井総務課長

外務省への県からの申し入れにつきましては、1点は米軍機かどうかという確認、2点目は米軍機であった場合は低空飛行の中止について対処してほしいということで申し入れを行っております。それで、役場等から寄せられます情報につきましては、必ずしも最低安全高度を下回ってないんじゃないかなというような案件もあるんですけども、今委員からもお話がありましたように、音等により県民が不安を覚えるということ等もございますので申し入れをしております。

効果があるのかどうなのかということにつきましては、回数で申しますとそう変わっておりませんが、少なくとも最低安全高度は守っていただいていると考えております。

古田委員

安全高度を守っていないんですよ。今回の問題であっても大変低いところを飛んでいたと。県はそういう調査をされたことないでしょ。その写真に基づいて高度をはかるとか、そんなことを憶測で安全高度を守られているんだらうというふうなことでは、これは県民の安全や安心、財産を守るとことは私はできていないと思います。

やはりきちんと調査をするなり、ずっと見張っているということではできませんけれども、いろんな情報を住民からもいただいて、きちんと調査をする、外務省に言うだけじゃなくて、もう少し具体的に動いていただきたいと思うんです。

例えば、島根県浜田市の場合は低空飛行があった場合に、駐日米大使館、それから米海兵隊岩国基地に訓練中止の要請をしていると、それから外務大臣とか防衛大臣のほうへも訓練の中止をアメリカに求めてほしいというようなことで、直接要請に出かけられたりとか、広島県の場合は県がちゃんとやってるんです。広島県の場合は、大変目撃件数が多くて、11月19日の毎日新聞ですけども、上半期の4月から9月の6カ月間だけで675件、目撃日数が103日に上ったということで、広島県の場合は日米両政府にちゃんと訓練の中止要請をしているんです。

ですから何としても、やっぱり県民の安全・安心のためには、防衛省の日米地位協定のところへ言うだけではなくて、それも直接、今回の場合も言われてないでしょ。ファクスを送って、こういう情報を調べてくださいというふうなことをされたんでしょう。やっぱりもう少し真剣に取り組んでいただいて、日米両政府に対して要請をしていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

安井総務課長

もっと取り組み方を考えてみたらどうかという御質問でございますけれども、米軍のことにつきまして、外交・防衛というのは国の専管事項ということになってございますので、中止要請につきましては、その低空飛行の状況とか、広島の場合は非常に頻度が高いようですけれども、それらの状況を的確に判断しながらや

っていきたいと考えておりますけれども、当面は、まずは所管をしております外務省を通じて対応していきたいと考えております。

古田委員

多い少ないじゃなくて、超低空飛行、あの吉野川でしていた超低空飛行です。あのときはどこかに墜落したんじゃないかということで、消防車まで出るような状況でした。それ以後も同じようなルートで、何度も何度も海陽町のほうで飛んでるわけです。それがどういう事故を引き起こすとも限らないわけで、この前、沖縄で平和大会がありまして、そちらのほうへも行ってお話を聞いてきたんですけれども、1959年6月30日には、沖縄県の宮森小学校というところに米軍機が墜落して、そして、ちょうど子供たちがミルク給食の時間で、その子供たちのところに米軍機が突っ込んで、子供たちも含めて17人が死亡した事件があります。それから1965年には読谷村の上空で、米軍機からトレーラーが落下して、5年生の女の子が圧死するというふうな事件も起きているんです。

そういったことも、超低空飛行をしている場合には起こり得る事故であるわけです。ですからアメリカ本国では、学校や住宅やそういう人口密集地では絶対に低空飛行訓練はしない、野生動物にもちゃんと配慮すると、こういうルートでこういう時間帯に訓練しますということは、ちゃんと先に報告があってやっているわけです。

しかし、日本においては日米地位協定のもとで、日本の上空高度さえ守っておればいいような本当に不当なこういう協定のもとに、自由気ままにされているわけです。

そのことに対して、それを認めるんでなくて、日本だって本国と同じですよ。ちゃんとそれぞれの県民、国民の命や財産を守っていくということでは同じことをちゃんと言わなければだめなんですよ。だからこういう事例があったときには、もう低空飛行訓練はやめてくださいと、安全に高度を守っていればいいですよということではないんです。ですから、防衛省、アメリカに対しても、ちゃんと物を言っていたいただきたいということをお願いしているんです。

部長いかがですか、ぜひ徳島からそういった声を上げていただきたいと思うんですけれども。

安井総務課長

中止要請についての御質問でございますけれども、委員お話の中で高度さえ守っていればというようなことを言われておりますけれども、米軍の低空飛行訓練につきましては平成11年1月に日米合同委員会でその対応について合意がなされております。

その中で人口密集地域や公共の安全にかかわる建造物、学校とか病院とか、そういったところについては妥当な考慮を払うということで日米で合意されております。

現在の飛行訓練については、この合意に基づいて実施されているものと考えております。それから、今後の中止申し入れにつきましては、先ほども御答弁させていただきましたとおり、実際に行われたその対応を十分確認した上で、中止要請の手段等についても適切に対応してまいりたいと考えております。

古田委員

ぜひとも防衛省だけでなく、アメリカに対しても要請をしていただきたいと思います。なぜかといいますと、吉野川上空で低空飛行訓練があったときに、私も防衛省へ行って日米地位協定の担当の方に直接要請をいたしました。ところが日米地位協定の係の方がどう言ったかといったら、各県からいろんなそういう低空飛行がありましたといろいろたくさんの情報が来ますと、だけどその都度、アメリカに対して言ってくれてるんですかと聞きましたら、そんな情報が来るたびには言っておりませんと、たくさんたまれば持っていく場合もありますし、必要と思ったときにやっている、そういうふうなお答えでした。

それと低空飛行訓練をやめてくださいということは、日米地位協定のもとでは私たちは言えませんが、安全な飛行訓練をやってくださいよと、安全にお願いしますよということしか言えないと。アメリカが上位にあって、日本が本当に不当な要求をされている、そういうお答えだったんです。

ですから、やっぱりこの日米地位協定、軍属が罪を犯したときには、あれももともとを変えるんでなくて、運用を少し変えましょうというぐらいのことで、普天間基地の移設を認めさせるために、ああいうことを少ししているんだと思いますけれども、根本的に変えるというものではないんです。

だから、やっぱりこんな不当なこと、低空飛行訓練などをしているアメリカに対して、きちんと地方から物を申していく、一つ一つ声を上げて、こんな訓練はやめてくれと。本国でやってないような訓練はやめてくださいという声を上げていなくては、国の2008年のときの日米地位協定の係の方の答弁でしたけれども、今もそう変わってないと思うんです。そういう状況にあるんですから、やっぱり地方からこんな不当な形でやられている、そして日本国民、日本の空を自由に飛び交うそんなことはやめてくださいということは、しっかりとやっていただきたいと思います。

部長、答弁お願いできますか。

吉田企画総務部副部長

ただいま、古田委員から防衛省のほうのお話もいただきました。私ども県といたしましては、市町村から、米軍機と見られる飛行情報が入りましたら、先ほど総務課長が申し上げましたように、外務省北米局の日米地位協定室のほうに申し入れを行っております。米軍機か否かの情報、さらには米軍機であった場合には、低空飛行の中止を求めるということで申し入れているところでございます。

今後とも、市町村から情報をいただきました場合には、市町村と連携してそういう対応を引き続き行っていくというふうに考えております。

古田委員

私は強く、市の段階でも、県の段階でも、ちゃんとアメリカと日本政府に対してやっているところもあるんですから、そういった声を、しっかりアメリカに対しても、物を言えるように頑張っていただきたいと思います。

次に、県内企業優先発注と県内産資材の優先使用の問題でお伺いしたいと思います。

県の目標は県内企業への発注率を件数、金額ともに、90%以上を目指すということを掲げられて取り組まれています。

企画総務部の関係では、情報システム調達関係と物品調達関係がありますけれども、それぞれでこの目標に対して、現在の発注状況というのはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

黒田管財課長

委員のほうから県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針に基づく県内企業への優先発注状況等について御質問をいただきました。

先ほど、委員のほうから目標数値についてお話がございましたけども、ことしの目標につきましては、この6月に改正をいたしまして、県内企業への優先発注率につきましては従前は件数のみでございましたが、ことしの改正によりまして金額も合わせまして90%以上、それからさらに県内に本店を有する事業所への発注率につきましては、件数で85%以上を目指すというようなものでございます。

従前の目標につきましては、県内企業への発注率、これは件数のみでございましたけども、これについては9割という数字でございます。

現在手元にございます数字につきましては、平成22年度までの数字がございまして、今年度の数字につきましては、今現在まだ事業執行中でございますので、取りまとめた数字については現在手元にはございません。

昨年度の数字でございますけども、これは管財課の物品調達について関係する部分でございますけども、契約の件数につきましては、総件数で1,594件ございまして、そのうち県内事業者につきましては1,591件、率にいたしまして99.8%、それから金額につきましては総金額が5億1,955万6,000円に対しまして、県内事業者につきましては4億8,808万6,000円ということで、率にいたしまして93.9%でございます。

それで県外事業者の件数につきましては、3件でございますけども、これにつきましては県内の事業者で取り扱えないような特殊な物品でございまして、例外的に県外からの調達というふうになってございます。

後藤情報システム課長

引き続きまして、情報システム課分の数値について御報告申し上げます。

平成22年度の情報システムの件数につきましては全体で702件ございまして、その内、県内企業の発注が551件、発注率で78.5%でございます。

金額にいたしますと全体で31億6,523万3,000円のうち、県内企業分が24億2,340万6,000円、率にいたしまして76.6%でございます。

古田委員

それぞれ担当課のほうで御努力をしていただいて、物品調達関係では件数で99.8%、そして金額ベースでも93.9%ということで、大変御努力をされていると思います。

情報システムの関係ではいろいろな技術の問題が多いとか、いろんな条件があって、そこまではいってないようですけども、今後、御努力をしていただいて目標の件数、金額ともに、90%以上を目指すということについて、どのように取り組まれていかれるのかお伺いをしたいと思います。

後藤情報システム課長

物品につきましては非常に高い率ということで、今、古田委員がおっしゃられました 90%超というのは十分達成しておりますので、情報システムについてどのように達成を目指すのかということについて、御答弁申し上げます。

情報システムにつきましては、先ほど委員のほうからもお話ございましたように、非常にリース物件が多いといったことで、中でも専門的な情報システムにつきましては、県内事業者では対応できないといったものが数多くございますので、今のところ、先ほど申し上げましたように、件数にいたしますと 22 年度が 78.5%、金額ベースでも 76%程度といった数値になっております。

しかしながら、県内の優先発注は、今後とも全体としてさらなる率の向上を目指すということで、情報システムにつきましても、最近もともと大手の企業に発注しておりましたシステムを、できるだけオープンソースソフトウェア等を使いまして、いわゆる小分けで分割発注を県内事業者に行えるような手法を取り入れております。

また、もともと大手の企業へ一たん開発を発注いたしますと、その後の運用保守につきましても、同じ事業者が継続してその運用保守の事業をとっていくといった傾向がございましたけれども、それにつきましても、できるだけ県内企業で発注できるよう、仕様書を我々のほうで細かく、詳しく規定してオープンにし、できるだけ県内の企業が参入できるようなことも目指してまいりたいと思います。

古田委員

本当にこの県内の経済活性化に向けても、こういった県内企業の優先発注、県内産資材の優先使用ということについて、ぜひ取り組みを強めていただきたいをお願いをして、この問題は終わります。

次に滞納整理機構のことについて、お伺いをしたいと思います。この前、市町村が徴税するところで、差し押さえ件数が大幅にふえているということがございました。滞納整理機構においては、平成 18 年度から事業を開始されているんですけれども、どのような状況、差し押さえ件数というのはどうなっておられるのか、この 3 年ぐらいわかればお願いしたいと思います。

安原税務課長

徳島滞納整理機構についての御質問でございますが、徳島滞納整理機構につきましては平成 19 年度から税源移譲を見据えまして、納税秩序を確立するために、市町村税の大口、徴収困難事案につきまして、専門的かつ効率的に処理することを目的に全市町村が参加しまして、平成 18 年度に設立しております。

滞納整理機構におけます差し押さえ件数等の推移でございますが、過去 3 年間、平成 20 年度につきましては 548 件、平成 21 年度につきましては 622 件、平成 22 年度につきましては 541 件となっております。

古田委員

差し押さえに至るまでには、いろんな努力はされていると思うんですけれども、前にもお願いをしたんですけれども、全く話しに来ないから差し押さえで済ましてしまうというふうなことになるように、最終的な段階では、必ず直接話をして、訪問して会うとか、滞納整理機構の場合は呼びつけ方式ですのでなかなか職

員が出かけて行って、話をするというふうなことがされてないようですけども、やはり情を持って対応していただきたいと思います。

憲法第 25 条では、税を課すには最低生活費以上であることが必要だという最低生活費非課税の原則が導き出されて、きちんと生活ができるということを踏まえて、差し押さえにどうしてもなる場合はすべきだと思うんですけども、強引なそうした取り立てにならないようにぜひその点をお願いしたいと思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

安原税務課長

滞納整理機構の納税交渉の事務的な流れでございますが、各市町村から6月に徴収権を引き受けた後、各納税者に対しましては、滞納整理機構に本税を移管しましたという通知を送っております。

その後、滞納者とは直接、個人面談をするなど、職員が直接、納税交渉を行って十分足を運んでおります。ただそういう場合につきましても、個々の滞納事案には事情がありますので、差し押さえに至る場合がございますが、差し押さえに至る場合につきましても差し押さえ予告等を滞納者に送付しまして、地方税法に基づきました適切な法的処理を行っていると考えております。

古田委員

強引な取り立てにならないように、その人の生活も考えて対応してくださるように望んでおきたいと思います。

最後に指定管理者制度の問題でお伺いしたいと思います。

全体的な統括をする部署というふうに聞いておりますので、それぞれ個々の問題はそれぞれの部とか課のほうへ聞かなければわからないということなんですけれども、今回の全体的な指定管理者に委託をするということに関して疑問点があります。

それぞれ担当課と財政課が連携をされて、どのくらいの金額にするとか、指定期間を決めたりされると思うんです。そして、契約期間は大体3年間で普通になっておりますけれども、徳島県立人権教育啓発推進センターの場合は、5年になってるんです。そして、ここの場合は全くお金も変わらないというところで、私たちは下げて労働条件を低くしてしまうということには反対なんですけれども、他の機関、指定されているところはどんどん下げているんですが、ここはなぜそのまま据え置くという状況になったのか。

5年がいいというなら他の期間だって、3年よりも5年のほうが、5年間は安定して仕事につけるわけですから、そのようにすべきだと思うんですけども、そうした全般的なことではどうでしょうか。

岸本行政経営課長

ただいま、古田委員さんから指定管理者制度のことについて御質問いただきました。

指定期間の設定につきましては、施設の維持管理業務が中心となるものにつきましては3年と、そして企画事業等が相当のウエートを占め、ノウハウの蓄積でありますとか、先ほど委員さんおっしゃられました、人材の育成に要する期間が必要であるといったような施設につきましては5年を基本に考えておるところでござ

ざいまして、それぞれの施設の維持管理経費につきましては、それぞれの施設の管理運営状況を勘案しながら、財政課と各部局のほうで十分協議を重ねた上で決定をしているということでございます。

古田委員

この問題、だからそれぞれの金額とかについては、それぞれ担当する部署でないとわからないということで、経済委員会のほうで達田議員がこのことを質問しておりますと、個々の問題、委員会に出ている問題なのに、一部の議員さんからは、そんなことは全体を図ればいいんだということで、この委員会で論議することではないという発言があったそうですけれども、そうではありませんね。それぞれで委託をしているから、それぞれの委員会で個々の指定管理者のことについては話ができるわけですね。

そんなのを否定するという議員さんがおられるというのは、これはもう心外で、ぜひそのところは共通の認識として、ぜひ言っていたきたいと思うんです。

それぞれ指定管理者の場合は、ただ安く管理、運営をしたらいいというのではなくって、やっぱりそこで働く人たちの労働条件などちゃんと認めて、そして運営ができるようにしていただきたいということをお願いして終わります。

長尾委員

予算の問題、財政健全化ということにおいてはさまざまな取り組みが必要だと思いますし、県の関係部局もそれぞれ努力していることは承知してるところであります。

そういう中で、今の滞納整理機構等のことについてもそうだと思いますが、そこで私は歳入を図る取り組みについて、最近ではコンピューターであるとか、さまざまなIC化と言いましょいろいろありまして、例えば、コンビニ納税とかいうこともあるし、最近では電子取引するとかそういうことが進んでおりまして、今、e-TaxというのとeLTAXというのがありますが、eLTAXについては、地方税ポータルシステムの呼称でございまして、インターネットを利用して電子的に行うシステムであると。地方税の申告、申請、納税、以下申告と言いますが、この手続をそれぞれの地方公共団体で行っていただく必要があったが、地方公共団体が共同でシステムを運営することにより電子的な1つの窓口から、それぞれの地方公共団体で手続できるようになったというようなことでございまして、このeLTAXは無料で利用できると。電子申告を初め、eLTAXのサービスは無料で利用できるというようなこととか、また手続は自宅やオフィスからできると。これまでの紙による申告等の手続は、申告時期ともなると窓口が混雑するため不便な思いをすることがあったかもしれませんが、このeLTAXはインターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続を行うことができると。またその受付窓口の一元化であるとか、地方税申告とか納税については大変いい取り組みではないかと思うわけでございます。

いわゆるeLTAX導入というのは企業とか行政の負担軽減になると、こういうたい文句で、今、全国的に取り組みが進められておると、このように承知しているところでございます。

そこで、本県の場合、まずこのe-TAXによる申請状況、あわせてeLTAXによる申請状況について御報告を願いたいと思います。

安原税務課長

eLTAXについての御質問でございますが、地方税の電子申告eLTAXにつきましては、今委員おっしゃられたように納税者本人、または代理人であります税理士等が地方税に係る手続につきまして、インターネットを利用して電子的に処理を行う手続でございます。

現在、県税につきましては、eLTAXで利用可能な手続につきましては法人県民税、法人事業税の2税がございます。この2税の利用状況でございますが、直近1年間、平成22年10月から23年9月までの間で、対象法人が2万334件を対象にしていますが、利用されておりますのは、5,954件、約29.3%でございます。

eLTAXの県民税の分については利用状況は把握しておりますが、e-TAXの国税の分については件数等は、今、資料はちょっと持っておりませんので御了解をお願いしたいと思います。

長尾委員

今、課長から説明がありましたeLTAXについては、社団法人地方税電子化協議会役員名簿というのがここにあるんだけど、この役員名簿を見ると、岡山県知事の石井さんが会長で、あと副会長とか、理事とかあるんですが、この中に理事として安原税務課長も名を連ねてるんですが、そこで、地方税、法人2税の納税について、eLTAXの最終目標、eLTAXで29.3%の人がされてるということだけでも、eLTAXは申告のレベルだけど、これは申告を29%から、極端なことを言うと50%、100%に持っていくような、どういうところまでを考えているのか。

それともう一つは、これは申告だけど、納税まで、つまり社団法人が出している一覧表を見ると、各都道府県別にその資料が出て、かつ県内の資料もどういう項目がこれでできるかというのが表示されてるんですけど、そういう中で電子納税ができるところが、今、岩手県と宮城県と愛知県と奈良県と島根県の5つの県が電子納税、つまり申告だけではなくて現実に電子納税をしているという意味において、社団法人の理事であるあなたは、まず1つはこの電子申告の目標というのをどこまで持っていきたいのか、もう一つは電子納税ということについて、本県もやるつもりがあるのかなのか、その辺のところをお聞きたいです。

安原税務課長

eLTAXの利用状況の目標、1つ目の質問でございますが、それにつきましては、今、本県につきましては29.3%ということでございますが、全国につきましては39%でございます。まずもってその全国の利用率まで持っていきたいと、それが1つ目の希望として考えております。

それから、電子申告はできるが電子納税はどうするのかという御質問でございますが、申告から納税まで一連の手続で完結するというのは納税者の負担軽減でありますとか、利便性の向上の面からは非常に重要とは考えております。ただ電子収納を行うためには、税金や公共料金など収納を行う企業団体と各金融機関等をつなぐマルチペイメントネットワーク、こういうのを構築する必要があります。こういうことを構築した後、納税者の方につきましては、電子収納を利用するというためにインターネットバンキング用の口座を開設していただくとか、またインターネット用の口座を開設していただいても、実際、県内では電子収納対応のATMの設置が今進んでいない状況でございます。そういう状況も見ながら、納税者の利便性を図るための納税手段につきましては、電子収納もありますし、平成21年度から始めましたコンビニ収納、それから個人

事業税につきましては、口座振替等も行っております。そういう費用対効果の面と、実際の電子収納を行うための基盤整備と、そういうのを総合的に検討して判断していく必要があると考えております。

長尾委員

安原税務課長

今も答弁させていただきましたように、電子申告から電子納税まで、一連の手続で終わるのが住民にとっては利便性は一番高いと考えております。ただ、先ほどもちょっと説明させていただきましたように、どうしても電子収納を行うための新たなマルチペイメントネットワーク等の構築、それから利用者のインターネットバンキングへの加入、それから、それを利用できるATMの基盤整備等、もし仮にそういうことをするにしても、どれほどの方が利用していただけるか、そういうことも懸案材料として残っております。そういうことを考えまして、今後、十分検討させていただきたいと考えております。

長尾委員

知事は、ICT化、アイシテとか、随分こういう面について先進的だという徳島はイメージがあるわけ。クラウドというので今度もホームページの件とか、一生懸命やっているわけです。それは全国に情報を発信するからということで、総務省の実証実験をやって、そのくらいの勢いを見せてるんだけど、今のこの税の分野においては、全然その意気込みが感じられない。逆に京都府なんかは、京都府内の市町村、税金の面でクラウドを使って、そういう前向きな課税の問題とかを共通化してやっていこうというような、各県によって実証実験はクラウドによって違いはある。しかし、今の課長の答弁は、とても知事のイメージ、岡議員が厳しく言ってたけど、本当に「いけるよ！徳島」ってなってるのかという感じにも聞こえる。その辺、課長の限界があると思うんで、その上司であるとなたか部長かだれか、本当に大事な歳入である、それも納税者の利便性を図ることが非常に大事だという、それをもっとやればきちっと入るということであれば、もっと積極的に取り組んでいいと思うけど、今の感じでは到底ちょっとその意気込みも感じられない、部長かどなたでもいいから責任者にここでちょっと答えてもらいたい。

吉田企画総務部副部長

長尾委員のほうから、eLTAXの納税までの一貫した取り組みについて、県として姿勢を示すべきではないかといった趣旨で御質問いただいたかと思います。

もちろん委員御指摘のとおり、ICTの進展というのは目まぐるしく進んでいるところでございます。したがって、現時点で想定するシステム以上のシステムを、また開発されてくる、改善されてくるということは十分あると思っております。そういう意味で私どもの企画総務部といたしましても、先ほど担当課長のほうから課題がいろいろあるというふうな形で申し上げました。そういうものも十分勉強しながら、そして、先ほど議員のほうから御心配いただきました、納税まで取り組んでいる5県の状況、そういうのも十分お聞きしながら、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

ぜひ、すでに5県がやってるわけでありますから、後塵を拝する必要もないし、早く、あくまでそれは県のメンツとかそういうことではなくて、あくまで納税者の利便性ということを一番に考えて取り組みをやっていただきたいと、このように思うところでございます。

そこで、県内に24市町村ありますがけれども、ここに徳島県のサービス状況というのが、都道府県ごとにあって、これを見ますと、県内でeLTAXをやっているのが、市でいうと徳島市、鳴門市、美馬市、小松島市の4市だけ、町では石井町、神山町、北島町、東みよし町、松茂町ということで、9市町がこれを実施しておると、ところがあとの15の自治体がまだeLTAXはやっていないというふうにここでは書かれています。当然、電子納税をやっているところはないし、県もまだやってないんですから、市町村もやっていないわけです。そういう中で、県も今の御答弁でしっかり前向きにやっていこうというような、そういう姿勢をやはり市町村に対しても示していく必要があるし、やっぱり県内24市町村、京都府ではないけども、そういう県内の市町村と県と連携をとって、いろんな共通のことができるというようなこともあるんじゃないかと。そういう意味からして、まだ未実施の市町村に対して県としてどういう働きかけをしていこうと思っているのか、これをお聞きたい。

安原税務課長

平成23年4月末現在でeLTAXを利用している市町村の状況につきましては、今委員おっしゃられましたように、電子申告運用団体が9団体だけということでございます。ただ、市町村の電子申告につきましては、市町村課の範疇でございますので、市町村課と連携しながら、普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

長尾委員

まだ実施してない藍住町議会でこういう議論がされておるわけです。10月の徳島新聞の記事によりますと、対応していない自治体では、法人住民税や産業機械などの固定資産税、償却資産などが申告できない。事業所の従業員への給与記録の報告のオンラインの受け付けもできない。個人住民税の算定には給与記録や公的年金記録が必要で、このためシステムの導入ができていない自治体では、事業所が従業員ごとの給与記録の情報を印刷して自治体に郵送し、自治体側が記録を手作業でコンピューターに打ち込む作業を行う必要がある。この4月から対応している徳島市では企業、自治体とも負担が大幅に軽減された。郵送時の個人情報漏れもないと効果を強調している。利用者側が税理士であっても、個人であっても、行政側の作業負担が軽減され、紙媒体を減らすことで環境施策にも貢献できることから早期に導入すべきだと思うということを、うちの議員が藍住町の担当者に言って、藍住町では、藍住町のホストコンピューターのリース期間が満了する時点の平成26年で商品化されたソフトウェアへの入れかえが検討される可能性が高いと考えられるというようなことをいって、eLTAX導入は企業や行政にとっても業務の効率化、簡素化による負担軽減につながり大変有効と思う。平成24年度から稼働できるように準備を進めていきたいという答弁があったようですが、ぜひ市町村課とも連携をとって、まだ未実施の自治体に対して、早期に準備できるように県としてもバックアップしていただきたい。こういうことを要請しておきたいと思います。

最後に、1点だけ、先ほど御説明いただいたこのABCの中で、企画総務部の直接の所管ではないんです

が、企画総務部政策企画総局として今後配慮していただければありがたいということで要望しておきたいんですが、この基本目標6のみんなが徳島の実現についての中で、5番目に共助共生のまちづくりというのがあるんです。ここの、この文章をつくったのは保健福祉部かもしれませんが、まとめる側として、県全体の意識として、今後こういう場合は訂正、指導をしてもらいたいということをお願いをしておきたいと思います。それは何かというと、5番目に障害者のコミュニケーション手段を確保するため手話、点訳等のと表現されています。

ここに書かれている委員の皆さんがどこまで意識したか知らないけれども、その右のほうには、聴覚障害者の方々が安心して暮らせる社会を実現するためにはコミュニケーション手段を確保する必要があると思われる。そのためには必要な手話通訳者の確保が欠かせないって入っているんだけど、今後の法的な文書は、すべて手話・要約筆記者等もしくはここでいう点訳等という表現で、今後は配慮をしてもらいたい。というのは、聴覚障害の方、難聴の方で手話がわかる方はごく数%だという実態を皆さんはよく知らない。もともと生まれつきの聴覚障害の方は聾学校等で手話を覚えるけれども、ほんとにわかるかどうかというと、わからない人がほとんどなわけで、実際の人全部字は読めるわけですから、最近は字幕だとかやってるぐらい、あくまで行政が何か聴覚障害者の会合とかイベントとかするとき、手話・要約筆記者をつけるというセットにして私はやっていただきたい。そうしないと手話がわかる方はごくわずかであるという、数%だという認識を持っていだかないと、県がこういう文章を出せば市町村も同じような文章を出す、国も同じですけども、少なくとも本県においては、企画の取りまとめの部署は、ぜひこういう文章にそういうところまで配慮をしていただきたいと、このように思いますけど、どうでしょう、していただけますか。

吉田監察局長

ただいま御指摘いただいた、この文章、実は監察局のほうで取りまとめさせていただきました。主要事業につきましては各部局のほうで整理したものを書いております。評価意見のほうは、委員さんの意見を私どもがまとめたものです。ただいま、長尾委員のほうから御指摘いただいたようなことも、これから十分配慮しながら、取りまとめ作業に当たってまいりたいと考えております。

寺井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

ほかに質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました企画総務部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(「異議あり」と言う者あり)

古田委員

議案の第2号、第4号、第6号、この3点については、職員の給与削減もしくは住居手当の廃止などですが、やっぱり公務員の給与を下げれば、民間へも波及をして、また民間が少し下がったらまた下げるといふうなことで追いかけて、やっぱり徳島の経済にとっては大きな影響が出るものだと思いますので、この3つについては反対です。

それと第7号の徳島県部等設置条例の一部改正でございますけれども、この中で、企画総務部を経営戦略部に改組するとこのように書いてるんですけど、経営戦略というのは企業が使う言葉であって、いろいろ調べてみても、さまざまな意味や使われ方を持つパスワードの1つであると、意味が不明確な言葉だと、事業戦略、会社戦略など英語では区別される複数の概念をまとめて経営戦略と呼ぶためであるといふうなことが書かれておりまして、この一部改正する条例の中でも、県行政の経営管理を強力に推進するため経営戦略部に改組する必要があると述べられて、地方自治体というのは第1条の2に示されているように住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするということがうたわれております。

経営感覚をもっと持たないかん、それは確かに県の行政においても無駄を省いて、そういう感覚というのは必要だと思います。しかし、このように部の名前にまで経営戦略部というものをつけて、そしていかにも黒字を追及するようなそういうことを広げていくということは、やはり問題ではないかと、ここを改組することはいいでしょけれども、やはり名前はもう少し考えていただきたい。この経営戦略部という名前にすることには反対です。

寺井委員長

それでは、企画総務部・監察局関係の議案第2号、第4号、第6号及び第7号については御異議がありましたので、起立により採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案の第2号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」、第4号、第6号及び第7号の計4件は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、以上の4件は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、ただいま採決をいたしました4件を除く議案について採決をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま採決いたしました4件を除く、企画総務部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、既に採決いたしました4件を除く、企画総務部・監察局関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第2号、議案第4号、議案第6号、議案第7号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第3号、議案第5号、議案第19号

以上で、企画総務部・監察局関係の審査を終わります。

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（14 時 45 分）